

# おくやみ ハンドブック

死亡届を提出された方へ

草津市

令和8年度(2026-2027)

## おくやみ窓口のご案内

身近な方が亡くなられた後の市役所での主な手続きをまとめて行えます。  
【事前予約制】利用を希望する日の3開庁日前までにご予約ください。

### 予約方法

WEB予約  
(24時間受付)



右記の二次元コードをスマートフォンなどで読み取り、「草津市電子申請サービス」にアクセスしてください。



電話予約  
(市民課 おくやみ窓口予約専用ダイヤル)



☎077-561-6692

平日午前9:00～午後4:45(土日祝日および年末年始を除く)

※お手元に「おくやみハンドブック」をご用意の上、お電話ください。  
※上記時間帯は、草津市役所1階 市民課の窓口でも受付できます。

※詳しくは1, 2ページをご覧ください。

このハンドブックを参考に、該当する場合はお手続きください。  
亡くなられた方の住民登録地が草津市以外の場合は、各市町村役場にお問い合わせください。



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。




2026年5月発行 発行:草津市  
編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

# おくやみ窓口のご案内

身近な方が亡くなられた後の市役所での主な手続きをまとめて行える「おくやみ窓口」を設置しました。

- ✔ 必要な手続きをおくやみ窓口でまとめて受付します
- ✔ 専用の個室で安心して手続きができます
- ✔ 書類の作成をお手伝いします

## 【事前予約制】土日祝日を除く3開庁日前までにご予約ください

対象者	草津市に住民登録があった方のご遺族等
予約方法	<b>WEB予約(24時間受付)</b>  右記の二次元コードをスマートフォンなどで読み取り、「草津市電子申請サービス」にアクセスしてください。 
	<b>電話予約(市民課 おくやみ窓口予約専用ダイヤル)</b>  <b>☎077-561-6692</b> 平日午前9:00～午後4:45(土日祝日および年末年始を除く) ※お手元に「おくやみハンドブック」をご用意の上、お電話ください。 ※上記時間帯は、草津市役所1階 市民課の窓口でも受付できます。
予約枠	平日(土日祝日および年末年始を除く) ①午前 9:30      ②午後 1:30

### 留意事項

- 「おくやみ窓口」を利用せずに、これまでどおり各課において手続きを行うこともできます。
- 当日は、予約時間までに来庁し、市役所1階市民課にお声がけください。
- 一部対応していない手続きがあります。  
対象となる主な手続きは、次のページをご確認ください。
- 手続きの内容によっては、一度の来庁で完了しない場合があります。

# おくやみ窓口のご案内

## 主な対象手続き

担当課	電話番号	手続き内容
保険年金課	☎077-561-2367(国民年金係) ☎077-561-2366(国民健康保険係) ☎077-561-2358(福祉高齢者医療係)	国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療制度・福祉医療費助成制度等に係る手続き
介護保険課	☎077-561-2369	介護保険被保険者証の返納、介護保険料の精算等
長寿いきがい課	☎077-561-2362	シルバーほっとカードの返還、各種高齢者福祉サービスの廃止手続き等
障害福祉課	☎077-561-6972	障害者手帳の返還等
税務課	☎077-561-2308(諸税管理係) ☎077-561-2309(市民税係) ☎077-561-2310(資産税係)	相続人の代表者の届出、国民健康保険税の精算、原動機付自転車の廃車、未登記家屋の所有権移転申出等
納税課	☎077-561-2311	市税・国民健康保険税の還付に係る手続き、振替口座登録の廃止や変更に係る手続き等
水道お客様センター	☎077-561-2441	水道使用中止の連絡等

## 主な持ち物 ※持ち物に関するご質問は、▲担当課へ当日までにお問い合わせください

亡くなられた方のもの	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書(お持ちの場合)	保険年金課
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書	
<input type="checkbox"/> 福祉医療費受給券、精神科通院医療費受給券等	
<input type="checkbox"/> 各種福祉医療費助成制度の償還払に係る領収書等:償還払の未申請がある場合	
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証等	介護保険課
<input type="checkbox"/> シルバーほっとカード	長寿いきがい課
福祉サービスとして貸出しを受けている物品(GPS端末、緊急通報装置、福祉電話機) <input type="checkbox"/> ※緊急通報装置については、取り外す前に「相談ボタン」を押し、受信センターからの呼びかけに対して取り外す旨をお伝えください。	
<input type="checkbox"/> 福祉タクシー助成券、ストレッチャータクシー助成券、自動車燃料費助成券、交付対象者証	障害福祉課
<input type="checkbox"/> 障害者手帳、自立支援医療受給者証	
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車のナンバープレート:原動機付自転車の名義変更・廃車を行う場合 <input type="checkbox"/> ※名義変更する方が亡くなられた方と同一世帯の場合は不要	税務課

ご遺族(来庁される方)のもの	
<input type="checkbox"/> 本人確認書類:写真付きのもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)1点 または写真付きでないもの(資格確認書、年金手帳など)2点	保険年金課、障害福祉課
<input type="checkbox"/> 振込口座・振替口座がわかるもの(預金通帳等)	
<input type="checkbox"/> 銀行印および認印	
<input type="checkbox"/> 死亡日が確認できる書類(死亡診断書の写し等)	保険年金課、税務課、納税課
<input type="checkbox"/> 委任状:相続人以外が来庁する場合	
<input type="checkbox"/> 健康保険資格喪失証明書:被用者保険の被扶養者であった方が、新たに国民健康保険に加入する場合	保険年金課
<input type="checkbox"/> 葬儀を行った方(喪主)であることを証明できるもの(葬儀社の領収書、会葬ハガキ等):国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入していた場合	
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類(戸籍謄本、遺言書等):同世帯でない場合、または、被相続人の住民登録地が草津市以外の場合	税務課
<input type="checkbox"/> 家屋の所有権の移転を確認できる書類(遺言書、遺産分割協議書の写し等):未登記家屋について、相続により新たな所有者となる場合	

# 市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
年金	年金の手続きが必要な方	●国民年金の手続き		<input type="checkbox"/>	保険年金課	5
保険	国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者の方	●資格喪失手続き ●葬祭費(5万円)の支給手続き		<input type="checkbox"/>	保険年金課	5
福祉医療	福祉医療等受給券(助成券)をお持ちの方	●福祉医療等受給券(助成券)喪失の手続き		<input type="checkbox"/>	保険年金課	6
介護保険	65歳以上の方または64歳までの方で要介護認定等を受けている方	●介護保険被保険者証等の返納手続き(交付を受けている証のみ) ●介護保険料の精算手続き(65歳以上の方のみ) ●高額介護サービス費等の振込口座の変更(対象の方のみ) ●介護保険認定申請取下書の届出(認定申請中の方のみ)		<input type="checkbox"/>	介護保険課	6
高齢者	65歳以上の方	●シルバーほっとカードの手続き		<input type="checkbox"/>	長寿いきがい課	6
障害	障害者手帳所持者の方	●障害者手帳の返還手続き		<input type="checkbox"/>	障害福祉課	7
	障害者手当受給者の方	●受給者死亡届		<input type="checkbox"/>	障害福祉課	7
	自立支援医療受給者の方	●自立支援医療受給者証の返還手続き		<input type="checkbox"/>	障害福祉課	7
税金	市県民税を納めている方	(亡くなられた方が課税されている場合) ●相続人代表者の指定(配偶者が亡くなり、かつ御自身が課税されている場合) ●寡婦・ひとり親控除の適用		<input type="checkbox"/>	税務課	8
	固定資産税を納めている方	●固定資産税の各種通知を受け取るための代表者の届出		<input type="checkbox"/>	税務課	8
	未登記家屋を所有している方	●未登記家屋の名義変更		<input type="checkbox"/>	税務課	8
	納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)	●今後の納税に関する手続き・納付について(口座振替の変更または廃止等)		<input type="checkbox"/>	納税課	8
自動車バイク	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している方	●廃車手続き ●名義変更		<input type="checkbox"/>	税務課	9
上下水道	上下水道使用契約者である方	●使用契約者の変更/料金支払い方法の変更		<input type="checkbox"/>	水道お客様センター	9
住民登録	世帯主が亡くなられた方	●世帯主の変更(変更届)		<input type="checkbox"/>	市民課	9
犬の登録	犬の所有者になられた方	●犬の所有者の変更(変更届)		<input type="checkbox"/>	生活安心課	10
市営墓地	市営墓地の墓所使用权を承継される方	●市営墓地使用权承継許可申請		<input type="checkbox"/>	生活安心課	10
	市営墓地の墓所内に納骨をされる方	●納骨の届出		<input type="checkbox"/>	生活安心課	10
相続相談	相続に関する相談をされる方	●相続相談ができる相談先の案内		<input type="checkbox"/>	生活安心課(市民相談室)	11
農地	農地を所有している方	●農地法第3条の3第1項の規定による届出		<input type="checkbox"/>	農業委員会事務局	11
森林	民有林を所有されている方	●森林の土地の所有者となった旨の届出		<input type="checkbox"/>	農林水産課	11

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
こども	児童手当の支給要件児童または受給者である方	(児童が亡くなった場合) ●受給事由消滅届または額改定届 (手当の支給を受けている人が亡くなった場合) ●受給者の変更 ●未支払請求書		<input type="checkbox"/>	こども家庭若者課	12
	児童扶養手当の支給対象児童または受給者である方	(児童が亡くなった場合) ●児童扶養手当資格喪失届または額改定届 (手当の支給を受けている人が亡くなった場合) ●児童扶養手当受給者死亡届兼未支払手当請求書		<input type="checkbox"/>	こども家庭若者課	12
	配偶者が亡くなられたことによりひとり親となった方	(利用いただけるひとり親施策について)窓口でお問い合わせください。		<input type="checkbox"/>	こども家庭若者課	12
	特別児童扶養手当の支給要件児童または受給者である方	(児童が亡くなった場合) ●特別児童扶養手当資格喪失届または額改定届 (手当の支給を受けている人が亡くなった場合) ●特別児童扶養手当受給者死亡届兼未支払手当請求書		<input type="checkbox"/>	こども家庭若者課	13
	認可保育施設(保育認定)を利用している方	(園に通うこどもが亡くなった場合) ●退園の手続き (保護者等が亡くなった場合) ●教育・保育給付認定申請内容変更の手続き		<input type="checkbox"/>	幼児課	13
	公立認定こども園(教育認定)を利用している方	(園に通うこどもが亡くなった場合) ●退園の手続き (保護者等が亡くなった場合) ●教育・保育給付認定申請内容変更の手続き		<input type="checkbox"/>	幼児課	14
	私立認定こども園(教育認定)を利用している方	(園に通うこどもが亡くなった場合) ※利用施設にお問い合わせください。 (保護者等が亡くなった場合) ●教育・保育給付認定申請内容変更の手続き		<input type="checkbox"/>	幼児課	14
	施設等利用給付認定(無償化の給付を受けるための認定)を受けておられる方	(園に通うこどもが亡くなった場合) ※必要手続きなし (保護者等が亡くなった場合) ●施設等利用給付申請内容変更の手続き		<input type="checkbox"/>	幼児課	14
	児童育成クラブを利用中のこどもが亡くなられた方	●児童育成クラブの退会手続き		<input type="checkbox"/>	こども若者政策課	15
	小学校または中学校に通うこどもがいる保護者の方	●小・中学校の学籍に関する手続き ●就学援助に関する手続き(認定者のみ)		<input type="checkbox"/>	学校教育課	15
障害児通所給付費支給決定を受けておられる方	(通所するこどもが亡くなった場合) ※受付窓口までご連絡ください。 (通所受給者証に記載の保護者が亡くなった場合) ●障害児通所給付費申請内容変更届		<input type="checkbox"/>	発達支援センター	15	
市営住宅	市営住宅に入居されている方	●市営住宅入居家族異動の手続き ●市営住宅入居承継の手続き ●市営住宅返還の手続き		<input type="checkbox"/>	市営住宅課	16
生活保護	生活保護を受給されている方	●生活保護に関する手続き		<input type="checkbox"/>	生活支援課	16
下水道	公共下水道事業受益者の方	●公共下水道事業受益者異動届		<input type="checkbox"/>	上下水道施設課	16

## 年金の手続きが必要な方

未支給年金、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金、死亡届などの手続きがあります。

亡くなられた方の年金加入状況等により手続きが異なりますので、どのような手続きが必要か確認してご案内します。以下の書類をお持ちになりお越しください。

なお、実際のお手続きは年金事務所または街角年金相談センターにて行っていただくことができます。

### 手続き・持ち物

#### ● 国民年金の手続き

- 亡くなられたことがわかる書類(死亡届の写し等)
- 来庁される方の本人確認書類

### 受付窓口

保険年金課【1階7番窓口】 ☎077-561-2367

### 期限

手続きが遅れると、年金を多く受け取りすぎることとなり、返還を求められる場合もありますので、速やかにお手続きください。

未支給年金等の請求…5年以内、死亡一時金の請求…2年以内

## 国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者の方

### 手続き・持ち物

#### ● 資格喪失手続き

- 資格確認書(お持ちの場合)
- 来庁される方の本人確認書類
- 死亡日が確認できる書類
- 保険料(税)還付口座のわかるもの

#### ● 葬祭費(5万円)の支給手続き

- 葬祭執行者(喪主)であることを証明できるもの(葬儀社の領収書や、会葬礼状など)
- 振込先がわかるもの
- 来庁される方の本人確認書類
- 印鑑(国民健康保険の方のみ)

### 受付窓口

保険年金課【1階7番窓口】 ☎077-561-2366(国民健康保険担当)  
☎077-561-2358(後期高齢者医療制度担当)

### 期限

資格喪失手続き…喪失の日から14日以内

葬祭費(5万円)の支給手続き…2年(葬祭を行った日の翌日が起算日)

## 福祉医療等受給券(助成券)をお持ちの方

### 手続き・持ち物

- 福祉医療等受給券(助成券)喪失の手続き
  - 福祉医療等受給券(助成券)
  - 来庁される方の本人確認書類

### 受付窓口

保険年金課【1階7番窓口】 ☎077-561-6975

### 期限

喪失手続き・・・喪失の日から14日以内

## 65歳以上の方または64歳までの方で要介護認定等を受けている方

介護保険被保険者証等の返納、及び65歳以上の方は介護保険料の精算手続き(還付またはお支払い)が必要となります。

### 手続き・持ち物

- 介護保険被保険者証等の返納手続き(交付を受けている証のみ)
  - 介護保険被保険者証
  - 介護保険負担割合証
  - 介護保険負担限度額認定証
  - 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証
- 介護保険料の精算手続き(65歳以上の方のみ)
  - 還付金振込口座がわかるもの
- 高額介護サービス費等の振込口座の変更(対象の方のみ)
- 介護保険認定申請取下書の届出(認定申請中の方のみ)

### 受付窓口

介護保険課【1階16番窓口】 ☎077-561-2369

### 期限

できるだけ速やかに

## 65歳以上の方

### 手続き・持ち物

- シルバーほっとカードの手続き
  - シルバーほっとカード(お持ちの場合)

### 受付窓口

長寿いきがい課【1階18番窓口】 ☎077-561-2362

### 期限

できるだけ速やかに  
(廃止手続きが必要な高齢者福祉サービス受給の有無を確認するため)

## 障害者手帳所持者の方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

### 手続き・持ち物

#### ● 障害者手帳の返還手続き

- 障害者手帳  来庁される方の本人確認書類
- 死亡診断書の写し等

### 受付窓口

障害福祉課【1階20番窓口】 ☎077-561-6972

### 期限

できるだけ速やかに

## 障害者手当受給者の方

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

### 手続き・持ち物

#### ● 受給者死亡届

- 未支払分がある場合は代理受取人の通帳と印鑑
- 来庁される方の本人確認書類と印鑑  死亡診断書の写し等

### 受付窓口

障害福祉課【1階20番窓口】 ☎077-561-6972

### 期限

できるだけ速やかに

## 自立支援医療受給者の方

更生医療、育成医療、精神通院医療

### 手続き・持ち物

#### ● 自立支援医療受給者証の返還手続き

- 自立支援医療受給者証
- 来庁される方の本人確認書類
- 死亡診断書の写し等

### 受付窓口

障害福祉課【1階20番窓口】 ☎077-561-6972

### 期限

できるだけ速やかに

## 市県民税を納めている方

### 手続き・持ち物

(亡くなられた方が課税されている場合)

● 相続人代表者の指定

本人確認書類

(配偶者が亡くなり、かつ御自身が課税されている場合)

● 寡婦・ひとり親控除の適用

※適用には条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

### 受付窓口

税務課 市民税係【1階9番窓口】 ☎077-561-2309

### 期限

できるだけ速やかに

## 固定資産税を納めている方

### 手続き・持ち物

● 固定資産税の各種通知を受け取るための代表者の届出

本人確認書類

※同世帯でない場合、または、被相続人の住民登録地が草津市以外の場合は、相続人であることがわかる書類(戸籍謄本等)が必要になります。

### 受付窓口

税務課 資産税係【1階10番窓口】 ☎077-561-2310

### 期限

できるだけ速やかに

## 未登記家屋を所有している方

### 手続き・持ち物

● 未登記家屋の名義変更

未登記家屋所有権申出書

遺産分割協議書の写しなど対象家屋の相続権が証明できるもの

### 受付窓口

税務課 資産税係【1階10番窓口】 ☎077-561-2310

### 期限

できるだけ速やかに

## 納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)

### 手続き・持ち物

● 今後の納税に関する手続き・納付について(口座振替の変更または廃止等)

本人確認書類

金融機関の口座届出印(変更の場合)  預金通帳(変更の場合)

### 受付窓口

納税課【1階11番窓口】 ☎077-561-2311

### 期限

できるだけ速やかに

## 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している方

### 手続き・持ち物

#### ●廃車手続き

- 来庁される方の本人確認書類
- ナンバープレート

※ナンバープレートを紛失されている場合は、遺失届と併せて弁償金として300円必要です。

#### ●名義変更

- 来庁される方の本人確認書類
- ナンバープレート

(名義変更する方が亡くなられた方と同一世帯内であれば不要)

※ナンバープレートを紛失されている場合は、遺失届、弁償金300円、相続人であることがわかる書類(戸籍謄本等)、イシズリ(車台番号の拓本または写真)が必要です。なお、手続きいただく方が相続人以外の場合は、併せて相続人からの委任状が必要です。

### 受付窓口

税務課 諸税管理係【1階8番窓口】 ☎077-561-2308

### 期限

できるだけ速やかに

## 上下水道使用契約者である方

上下水道の使用者または請求者として登録されている方が亡くなられた場合は、名義変更が必要となります。なお、上下水道の使用を中止される場合は下記の連絡先にご連絡ください。

### 手続き・持ち物

#### ●使用契約者の変更／料金支払い方法の変更

- 銀行預金通帳、銀行印(支払口座変更の場合)

### 受付窓口

水道お客様センター【2階】 ☎077-561-2441

### 期限

できるだけ速やかに

## 世帯主が亡くなられた方

死亡届出時に新世帯主の届出がなかった場合は、亡くなられた世帯主の次に住民票に記載されている方を新しい世帯主として登録しています。変更が必要な場合のみ手続きしてください。

### 手続き・持ち物

#### ●世帯主の変更(変更届)

- 本人確認書類

### 受付窓口

市民課【1階1番窓口】 ☎077-561-2344

### 期限

14日以内

## 犬の所有者になられた方

犬の所有者が亡くなられ、新たに犬の所有者になられた方は届出をしてください。電話での連絡も受け付けています。

手続き・持ち物

●犬の所有者の変更(変更届)

受付窓口

生活安心課【1階14番窓口】 ☎077-561-2340

期限

犬の所有者になった日から30日以内

## 市営墓地の墓所使用权を承継される方

市営墓地の墓所使用者が亡くなられた場合は、新たな墓所使用者を定めていただき、墓所使用权の承継許可申請をしてください。

手続き・持ち物

●市営墓地使用权承継許可申請

条件により手続きに必要な持ち物が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

受付窓口

生活安心課【1階14番窓口】 ☎077-561-2340

期限

できるだけ速やかに

## 市営墓地の墓所内に納骨をされる方

市営墓地の墓所内に納骨する場合は、納骨日が決まった時点で、納骨の届出をしてください。

手続き・持ち物

●納骨の届出

市営墓地使用許可証  火葬許可証または改葬許可証

受付窓口

生活安心課【1階14番窓口】 ☎077-561-2340

期限

納骨する前に

## 相続に関する相談をされる方

### 手続き・持ち物

- 相続相談ができる相談先の案内  
持ち物は不要です。

### 受付窓口

生活安心課 市民相談室【1階】 ☎077-561-2329

### 期限

特になし

## 農地を所有している方

農地の所有権や賃借権を相続等により取得した人は、その農地のある農業委員会へ届出が必要です。  
(遺産分割、包括遺贈または相続人に対する特定遺贈を含みます)

### 手続き・持ち物

- 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
 来庁された方の本人確認書類

### 受付窓口

農業委員会事務局【4階】 ☎077-561-2415

### 期限

権利を取得したことを知った日からおおむね10カ月以内

## 民有林を所有されている方

地域森林計画の対象となっている民有林を所有することとなった場合に届出が必要です。

### 手続き・持ち物

- 森林の土地の所有者となった旨の届出  
 当該地の位置を示す地図  
 当該地の登記事項証明書、または権利を取得したことがわかる書類

### 受付窓口

農林水産課【4階】 ☎077-561-2347

### 期限

所有者となった日から90日以内

## 児童手当の支給要件児童または受給者である方

### 手続き・持ち物

(児童が亡くなった場合)

●受給事由消滅届または額改定届

(手当の支給を受けている人が亡くなった場合)

●受給者の変更

国民健康保険資格確認書  振込先がわかるもの

マイナンバー確認書類  本人確認書類

●未支払請求書

振込先がわかるもの(現在、支給対象児童の中で、一番上の児童名義のもの)

### 受付窓口

こども家庭若者課【さわやか保健センター2階】 ☎077-561-2364

### 期限

児童が亡くなったときは、できるだけ速やかに。手当の支給を受けている人が亡くなったときは15日以内

## 児童扶養手当の支給対象児童または受給者である方

### 手続き・持ち物

(児童が亡くなった場合)

●児童扶養手当資格喪失届または額改定届

児童扶養手当証書(交付されていない場合は除く)

(手当の支給を受けている人が亡くなった場合)

●児童扶養手当受給者死亡届兼未支払手当請求書

児童扶養手当証書(交付されていない場合は除く)

戸籍謄(抄)本や死亡診断書の写しなどの書類

振込先がわかるもの(現在、支給対象児童の中で、一番上の児童名義のもの)

### 受付窓口

こども家庭若者課【さわやか保健センター2階】 ☎077-561-2364

### 期限

児童が亡くなったときは、できるだけ速やかに。手当の支給を受けている人が亡くなったときは14日以内

## 配偶者が亡くなられたことによりひとり親となった方

配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親となった人(対象となる児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満の心身に中度以上の障害がある児童を監護する人)

利用いただけるひとり親子施策がありますので、直接窓口でお問い合わせください。

### 受付窓口

こども家庭若者課【さわやか保健センター2階】 ☎077-561-2364

### 期限

できるだけ速やかに

## 特別児童扶養手当の支給要件児童または受給者である方

### 手続き・持ち物

(児童が亡くなった場合)

●特別児童扶養手当資格喪失届または額改定届

(手当の支給を受けている人が亡くなった場合)

●特別児童扶養手当受給者死亡届兼未支払手当請求書

戸籍謄(抄)本や死亡診断書の写しなどの書類

振込先がわかるもの(現在、支給対象児童の中で、一番上の児童名義のもの)

### 受付窓口

こども家庭若者課【さわやか保健センター2階】 ☎077-561-2364

### 期限

児童が亡くなったときは、できるだけ速やかに。手当の支給を受けている人が亡くなったときは14日以内

## 認可保育施設(保育認定)を利用している方

### 手続き・持ち物

(園に通うこどもが亡くなった場合)

●退園届

本人確認書類

(保護者等が亡くなった場合)

●教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届

本人確認書類

マイナンバー確認書類

### 受付窓口

幼児課【さわやか保健センター2階】 ☎077-561-2365

### 期限

できるだけ速やかに

## 公立認定こども園（教育認定）を利用している方

### 手続き・持ち物

(園に通うこどもが亡くなった場合)

- 退園届
- 本人確認書類

(保護者等が亡くなった場合)

- 教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届
- 本人確認書類
- マイナンバー確認書類

### 受付窓口

幼児課【さわやか保健センター2階】 ☎077-561-2365

### 期限

できるだけ速やかに

## 私立認定こども園（教育認定）を利用している方

### 手続き・持ち物

(園に通うこどもが亡くなった場合)

※必要手続きについて利用施設にお問い合わせください。

(保護者等が亡くなった場合)

- 教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届
- 本人確認書類
- マイナンバー確認書類

### 受付窓口

幼児課【さわやか保健センター2階】 ☎077-561-2365

### 期限

できるだけ速やかに

## 施設等利用給付認定（無償化の給付を受けるための認定）を受けておられる方

### 手続き・持ち物

(園に通うこどもが亡くなった場合)

※必要手続きなし

(保護者等が亡くなった場合)

- 施設等利用給付認定変更申請書兼申請内容変更届
- 本人確認書類
- マイナンバー確認書類

### 受付窓口

幼児課【さわやか保健センター2階】 ☎077-561-2365

### 期限

できるだけ速やかに

## 児童育成クラブを利用中のこどもが亡くなった方

退会手続きが必要です。登所されていた児童育成クラブに直接退会届書を記載の上、提出してください。

### 手続き・持ち物

#### ●児童育成クラブの退会手続き

持ち物は不要です。

### 受付窓口

登所していた児童育成クラブ

※公設児童育成クラブ(のびっ子)に登所されていた児童については、こども若者政策課【さわやか保健センター2階】 ☎077-562-7882でもお手続きいただけます。

### 期限

できるだけ速やかに

## 小学校または中学校に通うこどもがいる保護者の方

保護者の変更の有無を確認します。※児童・生徒が亡くなった場合の手続きは不要です。

### 手続き・持ち物

#### ●小・中学校の学籍に関する手続き

持ち物は不要です。

#### ●就学援助に関する手続き(認定者のみ)

変更後の振込口座がわかるもの

### 受付窓口

学校教育課【6階】 ☎077-561-2421

### 期限

できるだけ速やかに

## 障害児通所給付費支給決定を受けておられる方

### 手続き・持ち物

#### (通所するこどもが亡くなった場合)

※手続きについて下記の受付窓口までご連絡ください。

#### (通所受給者証に記載の保護者が亡くなった場合)

#### ●障害児通所給付費申請内容変更届

住民票

### 受付窓口

発達支援センター【渋川福複センター3階】 ☎077-569-0353

### 期限

できるだけ速やかに

## 市営住宅に入居されている方

### 手続き・持ち物

●市営住宅入居家族異動の手続き

来庁者の本人確認書類

●市営住宅入居承継の手続き

来庁者の本人確認書類

承継には条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●市営住宅返還の手続き

住宅の検査が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

### 受付窓口

市営住宅課【5階】 ☎077-561-2395

### 期限

速やかに

## 生活保護を受給されている方

今後必要な手続きを確認いたします。

### 手続き・持ち物

●生活保護に関する手続き

死亡届の写し

### 受付窓口

生活支援課【2階】 ☎077-561-2361

### 期限

できるだけ速やかに

## 公共下水道事業受益者の方

下水道事業受益者負担金・分担金の納付が完了していない場合のみ手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

●公共下水道事業受益者異動届

持ち物は不要です。

### 受付窓口

上下水道施設課【2階】 ☎077-561-2402

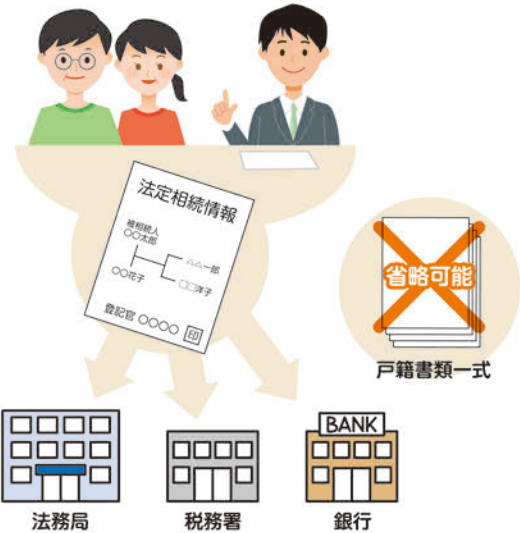
### 期限

できるだけ速やかに

# 法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。

これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**



次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など

(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

## 手続きの流れ

### ●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

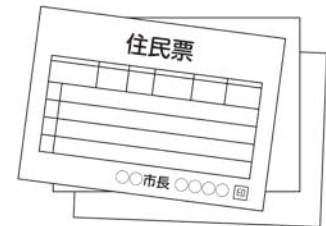
- 被相続人の戸籍謄本
- 被相続人の住民票の除票
- 相続人の戸籍謄抄本
- 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類  
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- 委任状
- (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

- 弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理人

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- 被相続人の戸籍の附票

### ●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

### ●ステップ3 登記所へ申請 **この制度は無料で利用できます。**

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000014.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html))をもとに株式会社ジチタイアドが作成

# 草津市に死亡届を提出された方へ

お届けいただきました死亡届につきまして、関係機関から年金、保険等の手続きのために市役所で発行した「死亡届の写し」の提出を求められることがあります。申請の際には下記の点にご注意いただきますようお願いいたします。

## 申請していただくところ

令和6年3月1日以降※に提出された死亡届の写しは、本籍地または死亡届を提出された市町村で請求してください。

※令和6年2月末までに提出された死亡届については、取扱いが異なるため、詳しくは草津市役所市民課[☎561-2344(直通)]までお問い合わせください。

## 申請理由

- 届書の写しを発行できる理由は限定されています。  
国民年金、厚生年金、共済年金、郵便局の各種簡易保険の手続きに使用される場合は発行できますが、その他の手続き(民間の生命保険、厚生年金基金など)には発行できません。
- 郵便局の各種簡易保険の手続きのために届書の写しを申請される時は、簡易生命保険証書をご提示ください。

詳しくは草津市役所市民課[☎561-2344(直通)]までお問い合わせください。  
「死亡届の写し」は「死亡診断書の写し」と言われることもありますが、同じものですのでご承知ください。

## 死亡された方の住民票除票の発行について

年金、保険、相続などの手続きの関係で住民票除票が必要になることがあります。  
請求できる人は、利害関係人(配偶者、直系親族等)です。  
他市町村の場合は、事前に各市町村にご確認ください。

## 死亡された方の戸籍(除籍)謄・抄本の発行について

年金、保険、相続などの手続きの関係で戸籍(除籍)謄・抄本が必要になることがあります。  
戸籍は届書を受け付けてから2週間程度記載に日数を要しますので、その期間は証明書が発行できません。

また、戸籍(除籍)謄本について、本籍地でしか請求できませんでしたが、令和6年3月1日以降、本人、配偶者、直系親族からの請求であれば、最寄りの市町村窓口でも請求できるようになりました。

なお、抄本については、本籍地のみの請求となります。

詳しくは市民課[☎561-2344(直通)]までお問い合わせください。

# 市役所フロアマップ

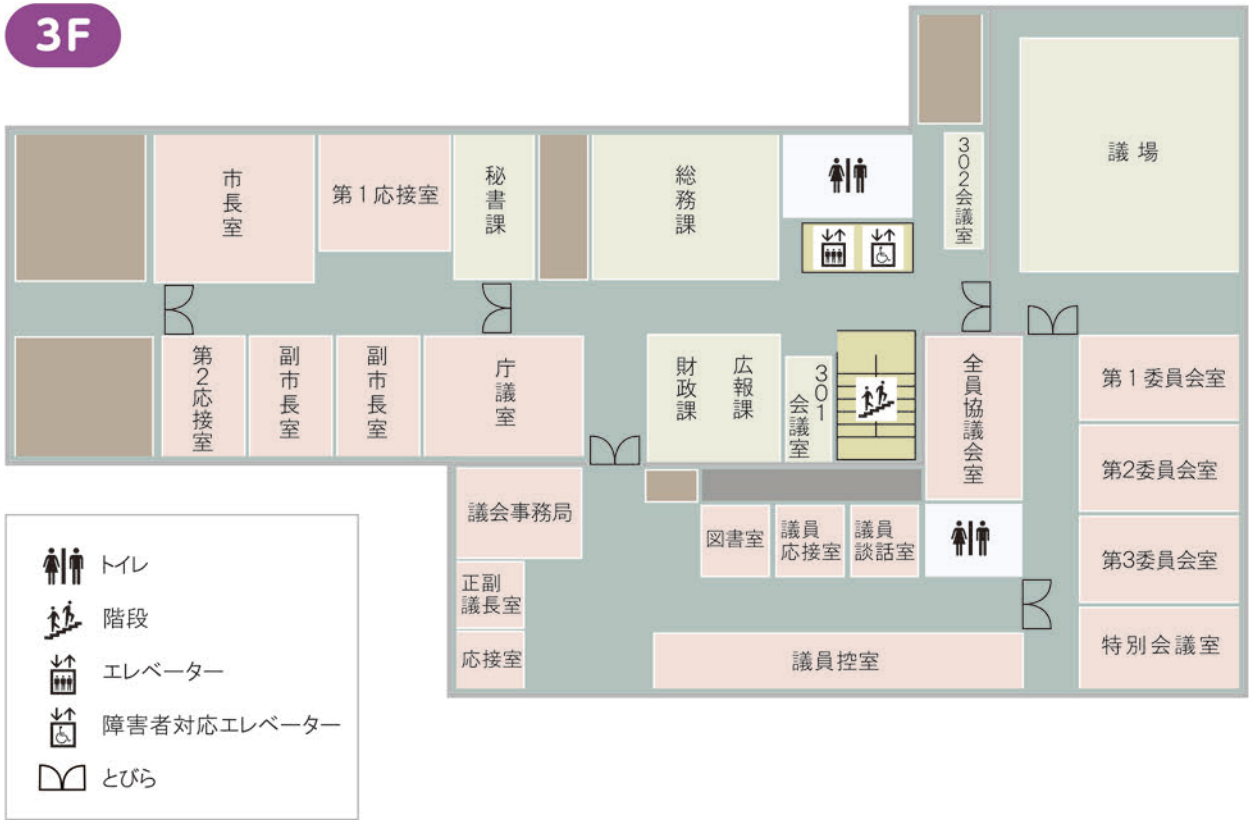
1F



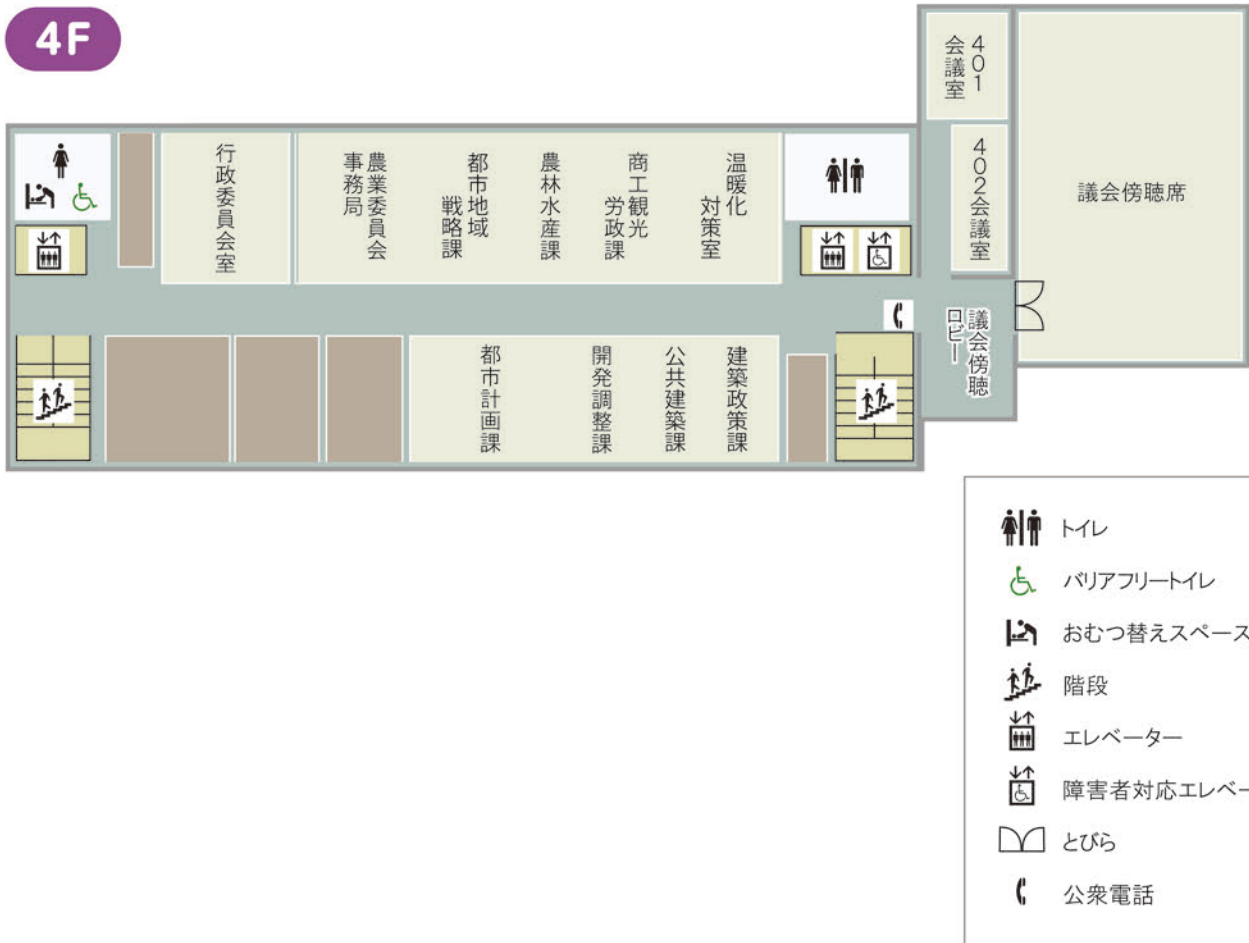
2F



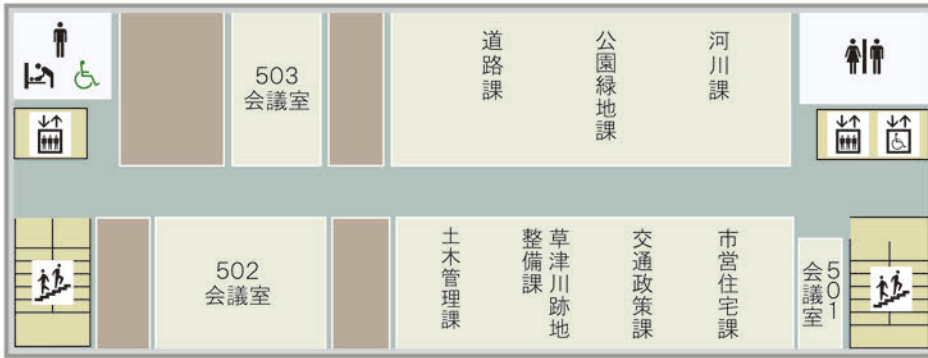
### 3F



### 4F



## 5F



- トイレ
- バリアフリートイレ
- おむつ替えスペース
- 階段
- エレベーター
- 障害者対応エレベーター

## 6F



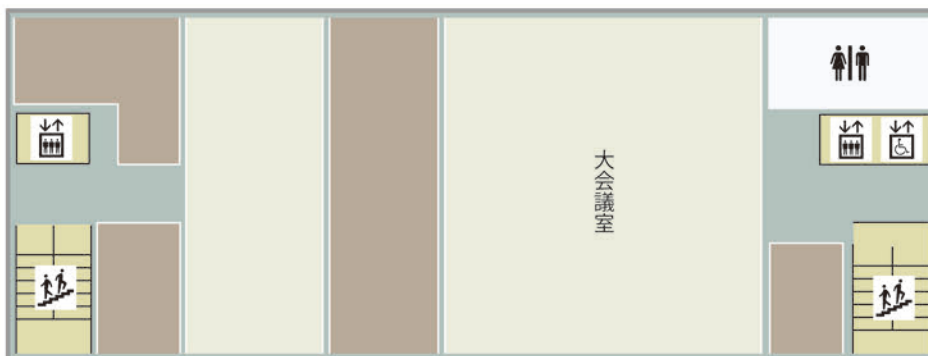
- トイレ
- バリアフリートイレ
- おむつ替えスペース
- 階段
- エレベーター
- 障害者対応エレベーター
- 公衆電話

## 7F



- トイレ
- バリアフリートイレ
- おむつ替えスペース
- 階段
- エレベーター
- 障害者対応エレベーター

## 8F



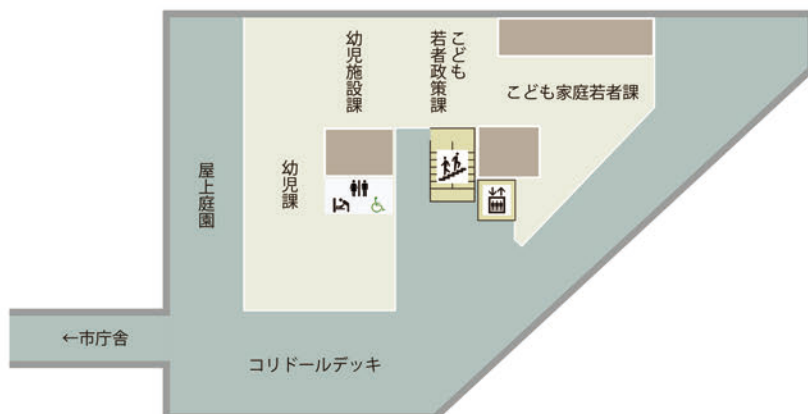
- トイレ
- 階段
- エレベーター
- 障害者対応エレベーター

# さわやか保健センターフロアマップ

1F



2F



3F

